

平成 2 5 年 6 月 3 日 開 会

平 成 2 5 年 第 2 回

つ が る 市 議 会 定 例 会

提 出 議 案 市 長 説 明 要 旨

つ が る 市

本日ここに、平成25年第2回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案の主なるものについて、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました案件は、報告等14件、条例案3件、予算案4件、人事案1件、その他の案件2件、諮問1件の、合わせて25件であります。

まず、報告等についてご説明申し上げます。

報告第2号から報告第7号までは、専決処分した平成24年度一般会計及び特別会計に係る補正予算であり、いずれも、歳入、歳出全般にわたり、決算見込み等に基づく予算額の補正を行ったものであります。

その主なるものとして、報告第2号「平成24年度つがる市一般会計補正予算(第9号)」は、市たばこ税、地方消費税交付金、特別交付税等の歳入額の確定、並びに各種事務・事業費の精査に伴い、歳入歳出予算額について所要の補正を行ったところであります。

その結果、平成24年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に4億3,652万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を236億8,230万円としたものであります。

なお、報告第3号から報告第7号までの平成24年度各特別会計補正予算5件につきましては、予算特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

次に、報告第 8 号から報告第 12 号までの専決処分した改正条例についてご説明申し上げます。

報告第 8 号「つがる市税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、延滞金、還付加算金の利率等について、所要の改正をしたものであります。

報告第 9 号「つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、半島振興法に係る省令の一部改正に伴い、固定資産税の不均一課税が適用される期間の延長等について、所要の改正をしたものであります。

報告第 10 号「つがる市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、過疎地域自立促進特別措置法に係る省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除が適用される期間の延長等について、所要の改正をしたものであります。

報告第 11 号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減措置について、所要の改正をしたものであります。

報告第 12 号「つがる市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に係る省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除が適用される基本計画同意日の延長について、

所要の改正をしたものであります。

いずれの条例改正につきましても、関係法令が平成25年3月30日に公布され、一部を除き、同年4月1日から施行されることになったことに伴い、早急に措置する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分をいたしたものであります。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

条例案については、議案第52号から議案第54号までの3件を提案いたしております。

議案第52号「つがる市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案」は、施設の設置目的及び指定管理者制度の導入について、所要の改正を行うものであります。

議案第53号「つがる市空き家等の適正管理に関する条例案」は、市内に所在する空き家等の管理の適正化を図ることにより、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とした条例を制定するものであります。

議案第54号「つがる市職員の修学部分休業に関する条例案」は、地方公務員法の規定に基づき、職員が公務執行能力向上を図るため、大学等の教育施設での修学について、部分休業を可能とする条例を制定するものであります。

次に、予算案についてご説明申し上げます。

予算案については、議案第55号から議案第58号までの4件を提案いたしております。

その主なるものとして、議案第55号「平成25年度つがる市一般会計補正予算（第2号）案」についてご説明いたします。

本補正予算案は、当初予算に見込めなかった経費、緊急を要する経費、並びに人事異動に伴う人件費の組替え等について、所要の予算措置を講ずることとしたほか、市道整備事業等に係る地方債の補正をするものです。

その結果、平成25年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に4,851万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を220億6,101万4千円としたものであります。

以下、歳出における計上の主なるものについて、款を追いご説明いたします。

総務費においては、宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業の交付決定により、当該補助金について既計上額との調整として、640万円減額しました。

また、下牛潟町内会の集会施設改修事業に要する経費について、100万円の補助金を計上いたしました。

民生費においては、つがる市社会福祉協議会に対する補助金について所要の見直しを行った結果、1,932万円を追加計上することとしました。

また、児童福祉対策として、保護者の子育てと就労を支援する

ため、病後等の児童を一時的に預かる病後児保育事業の委託料
470万円を計上いたしました。

農林水産業費においては、十三湖密漁監視事業に要する経費に
ついて、55万円の補助金を計上いたしました。

土木費においては、社会資本整備総合交付金事業として、市道
稲盛芦沼線の整備に係る測量設計業務委託料1,633万4千円
を計上いたしました。

消防費においては、宝くじの社会貢献広報事業の一環である地
域防災組織育成助成事業として、稲垣地区の繁田自主防災会が実
施する防火・防災用資器材の整備に要する経費について、200
万円の補助金を計上いたしました。

教育費においては、森田体育センターの改修費として、668
万3千円を計上いたしました。

以上が歳出予算の概要であります。

次に、歳入予算について、ご説明申し上げます。

補正予算の主なる財源といたしましては、歳出との関連におけ
る国・県支出金、諸収入、市債について、それぞれ所要額の補正
を行うとともに、今般、東日本大震災被災団体への人的支援とし
て宮城県岩沼市へ派遣した職員の人件費に係る納付金381万
円を計上したほか、財政調整基金から2,765万1千円を繰入
れることにより、全体の補正額の調整を計ったところです。

このほか、議案第56号から議案第58号までの平成25年度

各特別会計補正予算案、並びに議案第59号から諮問第1号までの人事案等につきましては、ご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり承認、議決並びに同意を賜りますようお願い申し上げます。